

博物館管理規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第二十八号

博物館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）第二十条に規定する博物館（千葉県立房総のむらを除く。以下「館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 館の長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

一 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

二 年始休館日 一月一日から四日まで

三 年末休館日 十二月二十八日から三十一日まで

四 臨時休館日 特別の事情により、館長が休館を必要と認めて定めた日

2 前項の休館日であっても、館長は、特に必要と認めた場合は、館の全部又は一部を開館することができる。

(入館の制限)

第四条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

一 入館するときに入場料を支払うべき者で、次条に規定する入場券を所持しないもの

二 適当な指導者、保護者又は付添人のない六歳に満たない者

三 泥酔者その他の入館者に迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認められる者

(入場券)

第五条 館の入場券は、別記第一号様式とする。

2 特別展覧会又は企画展覧会の開催期間内の館の入場券は、別記第二号様式とする。

3 二十人以上の団体の館の入場券は、別記第三号様式とする。

4 館の年間入場券は、別記第四号様式とする。

5 館の全館共通年間入場券は、別記第五号様式とする。

(禁止行為)

第六条 入館者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 館長の許可なくして展示品に手を触れること。
- 二 館長の許可なくして展示室でインク又は墨汁類を使用すること。
- 三 館長の許可なくして展示品を模写し、又は撮影すること。
- 四 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- 五 その他の入館者の妨げとなる行為をすること。

(損害の賠償)

第七条 入館者が、その故意又は過失により館の展示品、建物若しくは備品等を毀損し、又は汚損したときは、現品又は相当の代価をもってその損害を賠償しなければならない。

(委任)

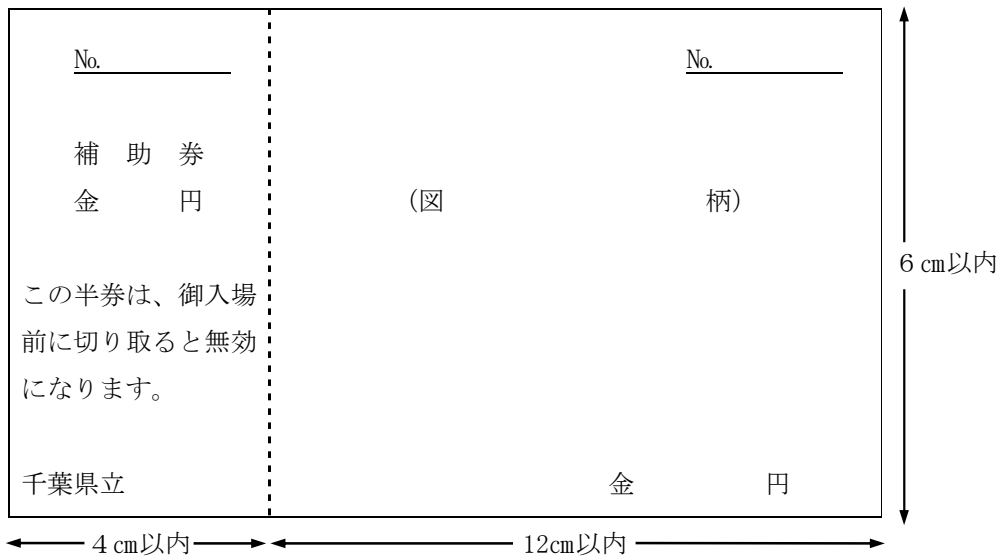
第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式 (第五条第一項)



第二号様式（第五条第二項）

No. _____ 補助券 金 円 この半券は、御入場 前に切り取ると無効 になります。 千葉県立	No. _____ (図 柄) 金 円 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 千葉県立
---	---

6 cm以内

← 4 cm以内 → ← 12cm以内 →

備考 図柄は、特別展覧会又は企画展覧会展示計画に伴いその都度変えるものとする。

第三号様式（第五条第三項）

団体用 No. _____ 補助券 金 円 一 般 人 円 高・大生 人 円 この半券は、御入場 前に切り取ると無効 になります。 千葉県立	団体用 No. _____ (図 柄) 金 円 一 般 人 円 高・大生 人 円
--	---

6 cm以内

← 4 cm以内 → ← 12cm以内 →

第四号様式（第五条第四項）

千葉県立	No. _____
(図)	柄)
	年 月 日まで有効
種別 金 円 氏名	年間入場料

10cm以内

6cm以内

第五号様式（第五条第五項）

千葉県立美術館・博物館	No. _____
(図)	柄)
	年 月 日まで有効
種別 金 円 氏名	全館共通年間入場料

10cm以内

6cm以内